

久喜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

久喜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年
久喜市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。